



事務連絡  
令和5年5月9日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部  
健康安全課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う各種  
健診等における対応について

労働行政の推進について、日頃より格段のご協力を賜り、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応いただいていたところです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

上記を踏まえ、これまで、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく健康診断の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（令和2年5月26日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長等関係課長連名通知。以下、「対応通知」といいます。）においてお示ししてきたところですが、令和5年4月27日付けをもって別添のとおり「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う各種健診等における対応について」が、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長等関係課長の連名により通達（以下、「新対応通知」といいます。）され、本年5月8日をもって対応通知は廃止され、今後は、新対応通知別添の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）も参考に、各種健診等の実施に当たっていただきますよう、貴会会員事業場への周知をお願いいたします。

